

事業の概況

● 事業概況等

[事業方針]

令和元年度は第7期中期経営計画の中間年度であり、「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」をダブルテーマに、また重点課題として①経営戦略、②財務戦略、③営業戦略、④IT戦略、⑤コンプライアンス・リスク管理戦略、⑥人事戦略の6項目を掲げて、勤労者の生活向上という理念経営の実現や金融包摂による事業存続の礎を築く施策に取り組みました。

第四次産業革命と言われる社会変化によって金融をめぐる環境が厳しさを増す中、「ろうきんアpri」などIT戦略を積極推進することにより、次世代に向けたろうきんブランド力の向上を目指すことを念頭に事業を展開してまいりました。

また、年度終盤に深刻さを増した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に対しては、早期に緊急対策会議を立ち上げるなど、金融機関として求められる危機対応について積極的に対策を講じてきたところです。

[金融経済環境]

令和元年度は、引き続き米中の貿易摩擦の行方に反応するマーケットとなりました。

上期は米中が互いに制裁関税を発動し株価もそれに反応する形で下落上昇を繰り返す展開となり、世界的に上値が重い環境となりました。

下期は米中が一定の合意に進む中で株価も上昇基調となりました。米国経済の堅調さに加え12月には米中で第一段階の合意がなされると、景気の先行き懸念が後退する思惑から2月中頃にはNYダウは史上最高値となる29,551ドルまで上昇しました。

しかしながら、年明け2月後半以降は「新型コロナウイルス」の世界的な流行により各地で都市封鎖が進み、世界景気に与える影響が甚大となる中、株価も世界的に急落しました。日経平均株価は1月高値から30%を超える下落となり、リーマンショック以来の大幅な下げ幅となりました。

「新型コロナウイルス」による経済へのマイナス影響に対し世界中で金融面・財政面の両面から大規模な対策が講じられていますが、未知のウイルスであることから今後の見通しは現時点では不明瞭な状態です。世界中で経済活動がストップする中、新型コロナウイルスの流行が長引くほど景気への悪影響が大きくなり、今後の世界景気を左右する展開となることが予想されます。

[業績]

①預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標6,077億87百万円、増加額目標60億15百万円、増加率目標0.99%に対し、期末残高6,100億31百万円、増加額82億58百万円、増加率1.37%となりました。

②貸出金

貸出金は、期末残高目標4,026億53百万円、増加額目標122億16百万円、増加率目標3.12%に対し、期末残高4,043億88百万円、増加額139億51百万円、増加率3.57%となりました。

③収支状況

収支面では、経常利益10億90百万円の計画に対し13億11百万円となり、計画を2億20百万円上回り、当期純利益8億16百万円の計画に対し9億92百万円となり、計画を1億75百万円上回りました。なお、自己資本比率は、10.49%となりました。

[事業の展望および当庫が対処すべき課題]

第7期中期経営計画の最終年度となる令和2年度は、ダブルテーマに掲げた「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」のもと、引き続きI. 経営戦略、II. 財務戦略、III. 営業戦略、IV. IT戦略、V. コンプライアンス・リスク管理戦略、VI. 人事戦略の6項目を重点課題として取り組み改革の総仕上げを目指します。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済・社会情勢への悪影響が予想される中、第7期中期経営計画の完遂のため、オール四国の全体最適化を強力に推し進めます。経営資源を最効率・再分配し理念経営の実現と金融包摂を「高付加価値・お役立ち・提案営業」により実現し、ろうきんブランド力を向上します。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがないがある職場風土を創造し、「経営ビジョン」ならびに「クレド7カ条」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

●第19期・貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	2019年度末	2018年度末	科 目	2019年度末	2018年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	8,218	8,380	預金積金	609,571	601,312
預け金	216,864	220,921	当座預金	82	85
買入手形	—	—	普通預金	176,776	166,862
コールローン	—	—	貯蓄預金	631	617
買現先勘定	—	—	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	—	—	別段預金	522	531
買入金銭債権	—	—	納税準備預金	—	—
金銭の信託	—	954	定期預金	431,527	433,185
商品有価証券	—	—	定期積金	—	—
商品国債	—	—	その他の預金	—	—
商品地方債	—	—	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	—	—	借用金	21,400	22,500
その他の商品有価証券	—	—	借入金	21,400	22,500
有価証券	30,451	31,789	当座借越	—	—
国債	3,821	3,853	再割り手形	—	—
地方債	502	506	売渡手形	—	—
短期社債	—	—	コールマネー	—	—
社債	13,352	11,546	売現先勘定	—	—
貸付信託	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
投資信託	4,324	6,579	コマーシャル・ベーバー	—	—
株式	55	55	外国為替	—	—
外国証券	8,394	9,247	外国他店預り	—	—
その他の証券	—	—	外国他店借	—	—
貸出金	404,388	390,437	売渡外国為替	—	—
割引手形	—	—	未払外国為替	—	—
手形貸付	67	83	その他負債	1,487	1,426
証書貸付	386,279	372,646	未決済為替借	4	5
当座貸越	18,041	17,707	未払費用	384	407
外国為替	—	—	給付補償備金	—	—
外国他店預け	—	—	未払法人税等	285	203
外国他店貸	—	—	前受収益	0	0
買入外国為替	—	—	払戻未済金	0	1
取立外国為替	—	—	払戻未済持分	0	0
その他資産	5,789	5,817	先物取引受入証拠金	—	—
未決済為替貸	34	4	先物取引差金勘定	—	—
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400	借入商品債券	—	—
前払費用	25	27	借入有価証券	—	—
未収収益	1,039	1,061	売付商品債券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売付債券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	金融派生商品	—	—
保管有価証券等	—	—	金融商品等受入担保金	—	—
金融派生商品	—	—	リース債務	192	207
金融商品等差入担保金	—	—	資産除去債務	—	—
リース投資資産	—	—	その他の負債	619	600
その他の資産	289	323	代理業務勘定	—	—
有形固定資産	5,341	5,428	賞与引当金	185	179
建物	2,994	3,019	役員賞与引当金	—	—
土地	1,793	1,716	退職給付引当金	1,755	2,084
リース資産	143	153	役員退職慰労引当金	56	54
建設仮勘定	28	69	睡眠預金払戻損失引当金	52	75
その他の有形固定資産	381	468	その他の引当金	—	—
無形固定資産	87	88	特別法上の引当金	—	—
ソフトウェア	70	71	金融商品取引責任準備金	—	—
のれん	—	—	繰延税金負債	—	—
リース資産	—	—	再評価に係る繰延税金負債	130	135
その他の無形固定資産	16	17	債務保証	41	54
前払年金費用	122	129	負債の部合計	635,142	628,283
繰延税金資産	699	634	(純資産の部)	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	出資金	3,014	3,014
債務保証見返	41	54	普通出資金	3,014	3,014
貸倒引当金	△238	△266	優先出資金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△119)	(△132)	優先出資申込証拠金	—	—
			資本剩余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剩余金	—	—
			利益剰余金	33,433	32,608
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	30,416	29,591
			特別積立金	29,215	28,615
			(特別積立金)	(743)	(743)
			(金利変動等準備積立金)	(7,200)	(7,200)
			(機械化積立金)	(7,076)	(7,076)
			(配当準備積立金)	(800)	(700)
			(経営基盤強化積立金)	(8,496)	(8,496)
			(社会貢献活動基金)	(500)	(500)
			(店舗等整備積立金)	(4,400)	(3,900)
			当期末処分剩余金	1,200	976
			処分未済持分	—	—
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	36,447	35,623
			その他有価証券評価差額金	△128	143
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	305	318
			評価・換算差額等合計	176	461
			純資産の部合計	36,624	36,084
資産の部合計	671,767	664,368	負債及び純資産の部合計	671,767	664,368

貸借対照表の注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）。並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年～50年
その他	2年～20年
4. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産及び負債の換算基準
外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
8. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
確定拠出年金制度への一部移行
当庫は平成31年4月1日に職員（嘱託等職員およびアソシエイト職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。
この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。
なお、この制度移行による退職給付制度終了益98,451千円を、特別利益に計上しております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	5,072,307 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	- 千円
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

431,635 千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

- 千円

16. 子会社等の株式総額

10,000 千円

17. 子会社等に対する金銭債権総額

200,677 千円

18. 子会社等に対する金銭債務総額

174,718 千円

19. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は392,059千円、延滞債権額は1,936,996千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
20. 3ヶ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は64,998千円です。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
21. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64,234千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,458,289千円です。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
23. 担保に供している資産
為替決済・当座借越契約および手形借入（21,400,000千円）の担保として預け金45,821,100千円、公金取扱いの担保として預け金2,200千円を差入れております。
また、その他の資産には、保証金117,979千円が含まれております。
24. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
508,493 千円

25. 出資1口当たりの純資産額 12,150円75銭

26. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他の目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 値格変動リスクの管理

当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、令和2年3月31日現在で当庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,491,108千円です。

なお、当庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストイングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお

いては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な試算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	216,864,092	217,111,239	247,146
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,299,150	2,348,960	49,809
その他の有価証券	28,097,150	28,097,150	—
(3)貸出金			
貸倒引当金（*）	404,388,782 △218,913	404,169,869	408,490,522 4,320,653
金融資産計	651,430,263	656,047,872	4,617,609
(1)預金積金	609,571,254	609,612,066	40,811
(2)借用金	21,400,000	21,400,000	—
金融負債計	630,971,254	631,012,066	40,811

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にに基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しております、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※)	10,000
関連法人等株式	—
非上場株式(※)	45,293
組合出資金	—
合 計	55,293

(※)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	127,460,092	66,804,000	19,600,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	2,000,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,591,620	8,816,350	6,635,320	4,700,000
貸出金(※)	27,543,622	86,528,585	84,534,857	202,935,172
合 計	158,895,335	164,148,935	110,770,177	210,635,172

(※)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	398,696,357	208,353,655	2,521,241	—
借用金	600,000	20,800,000	—	—
合 計	399,296,357	229,153,655	2,521,241	—

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下33.まで同様）。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,699,156	1,741,620	42,463
	地方債	199,993	201,450	1,456
	短期社債	—	—	—
	社債	400,000	405,890	5,890
	その他	—	—	—
	小計	2,299,150	2,348,960	49,809
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		2,299,150	2,348,960	49,809

(2)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	7,966,063	7,899,748	66,314
	国債	2,120,763	2,100,167	20,595
	地方債	302,810	299,967	2,842
	短期社債	—	—	—
	社債	5,542,490	5,499,613	42,876
	その他	6,317,706	5,967,745	349,960
	小計	14,283,769	13,867,494	416,275

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	7,412,023	7,513,310	△101,286
	国債	1,533	1,536	△3
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,410,490	7,511,773	△101,283
	その他	6,401,357	6,895,443	△494,086
	小計	13,813,381	14,408,753	△595,372
合 計		28,097,150	28,276,248	△179,097

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,305,604	65,619	△66,605
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,078,993	95,898	△111,082
合 計	2,384,598	161,517	△177,688

32. 保有目的を変更した有価証券

当期中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

33. 減損処理を行った有価証券

当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は80,867,112千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が40,682,432千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,184,679千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳

緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

緯延税金資産	
退職給付引当金	491,586
固定資産の減損損失	64,257
賞与引当金	52,067
その他有価証券評価損	166,704
その他	108,829
緯延税金資産小計	883,444
評価性引当額	△ 32,922
緯延税金資産合計	850,522
緯延税金負債	
その他有価証券評価益	116,557
前払年金費用	34,409
緯延税金負債合計	150,966
緯延税金資産の純額	699,555

●第19期・損益計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度	科 目	2019年度	2018年度
経常収益	9,365	9,269	その他業務費用	229	90
資金運用収益	7,828	7,974	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	6,487	6,469	商品有価証券売買損	—	—
預け金利息	631	713	国債等債券売却損	111	—
買入手形利息	—	—	国債等債券償還損	118	88
コールローン利息	—	—	国債等債券償却	—	—
貰現先利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	その他の業務費用	0	2
有価証券利息配当金	433	405	経費	6,192	6,503
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	3,388	3,520
その他の受入利息	275	386	物件費	2,720	2,921
役務取引等収益	989	874	税金	83	61
受入為替手数料	108	99	その他経常費用	68	67
その他の役務収益	881	774	貸倒引当金繰入額	—	—
その他業務収益	439	329	貸出金償却	0	0
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	66	—
商品有価証券売買益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	95	94	金銭の信託運用損	—	44
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	0	0
金融派生商品収益	—	—	退職手当金	0	9
その他の業務収益	343	234	その他の経常費用	0	13
その他経常収益	108	91	経常利益	1,311	1,024
貸倒引当金戻入益	27	21	特別利益	98	—
償却債権取立益	0	0	固定資産処分益	—	—
株式等売却益	65	1	負ののれん発生益	—	—
金銭の信託運用益	4	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の経常収益	10	67	その他の特別利益	98	—
経常費用	8,054	8,245	特別損失	61	9
資金調達費用	226	235	固定資産処分損	12	1
預金利息	224	234	減損損失	49	8
給付補填備金繰入額	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0	その他の特別損失	—	—
借用金利息	0	0	税引前当期純利益	1,348	1,014
売渡手形利息	—	—	法人税、住民税及び事業税	320	229
コールマネー利息	—	—	法人税等調整額	35	38
売現先利息	—	—	法人税等合計	356	268
債券貸借取引支払利息	—	—	当期純利益	992	746
コマーシャルペーパー利息	—	—	繰越金(当期首残高)	196	229
金利スワップ支払利息	—	—	土地再評価差額金取崩額	12	—
その他の支払利息	1	0	当期末処分剰余金	1,200	976
役務取引等費用	1,337	1,348			
支払為替手数料	405	381			
その他の役務費用	931	967			

損益計算書の注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 12,422千円
子会社との取引による費用総額 220,059千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 329円25銭

4. 固定資産の重要な減損損失

当期において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しています。

(単位:千円)

場 所	用途	種類	減損損失
観音寺支店	営業店	建物等	4,399
三島支店	営業店	土地、建物等	44,770

観音寺支店は新店舗移転を予定しており建物が使用されなくなるため、三島支店は令和2年度に新築移転を予定していることから、土地、建物が使用されなくなるため減損損失を認識しました。

● 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度 (総会承認日2020年6月25日)	2018年度 (総会承認日2019年6月25日)
当期末処分剰余金	1,200	976
剰余金処分額	880	780
利益準備金	－	－
普通出資に対する配当金	60	60
優先出資に対する配当金	－	－
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	700	600
繰越金（当期末残高）	320	196

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、2020年5月21日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のために、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けることが義務づけられており、「会計監査人の監査」を2020年5月20日に受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月26日

四国労働金庫

理事長 杉 本 宗 之



主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
経常収益	9,365	9,269	9,121	9,381	9,891
経常利益	1,311	1,024	1,023	1,163	1,373
当期純利益	992	746	734	809	978
純資産額	36,624	36,084	35,278	34,900	34,482
総資産額	671,767	664,368	646,631	632,066	624,640
預金積金残高	609,571	601,312	593,334	586,128	579,399
貸出金残高	404,388	390,437	374,969	366,661	369,060
有価証券残高	30,451	31,789	27,722	26,472	24,704
出資総額	3,014	3,014	3,015	3,015	3,015
出資総口数(口)	3,014,173	3,014,404	3,015,002	3,015,259	3,015,341
出資に対する配当金	60	60	90	90	90
職員数(人)	456	454	465	339	343
単体自己資本比率(%)	10.49	10.64	11.00	11.24	11.27

1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3. 職員数については、2016年度までは正職員数を、2017年度からは嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2018年度
業務粗利益	7,464	7,504
業務粗利益率	1.13	1.16
業務純益	1,369	1,104
実質業務純益	1,369	
コア業務純益	1,503	
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,448	
資金運用収支	7,602	7,740
役務取引等収支	△347	△474
その他業務収支	209	238
資金運用勘定平均残高	659,621	646,787
資金運用収益(受取利息)	7,828	7,974
資金運用収益増減(△)額	△146	△27
資金運用利回り	1.18	1.23
資金調達勘定平均残高	635,911	623,178
資金調達費用(支払利息)	226	235
資金調達費用増減(△)額	△8	△28
資金調達利回り	0.03	0.03
資金調達原価率	0.99	1.06
総資金利鞘	0.19	0.17
総資産経常利益率	0.19	0.15
総資産当期純利益率	0.14	0.11
総資産業務純益率	0.20	0.16
純資産経常利益率	3.59	2.85
純資産当期純利益率	2.72	2.07
純資産業務純益率	3.75	3.07

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したものの、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時の経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

会員・出資金の状況

●純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
純資産	36,624	36,084
出資金	3,014	3,014
普通出資金	3,014	3,014
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剩余金	—	—
利益剩余金	33,433	32,608
会員勘定合計	36,447	35,623
土地再評価差額金	305	318
その他有価証券評価差額金	△128	143
評価・換算差額等合計	176	461

●大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.50
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.55
3	(財)徳島県労働者福祉ネットワーク	71,641	2.37
4	徳島県職員労働組合	70,349	2.33
5	帝人労働組合 松山支部	50,795	1.68
6	高知県職員連合労働組合	41,491	1.37
7	大王製紙労働組合	39,987	1.32
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,955	1.15
10	JAM井関農機労働組合松山支部	33,864	1.12
	2020年3月末 出資金残高	3,014,173	—

●会員数内訳

(単位:千円、%)

項目	2019年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,051	3,002,522	99.61	2,055	3,002,376	99.60
民間労働組合	1,037	1,534,244	50.90	1,036	1,533,957	50.88
民間以外の労働組合及び公務員の団体	392	1,069,694	35.48	391	1,069,557	35.48
消費生活協同組合及び同連合会	66	132,733	4.40	67	132,844	4.40
その他の団体	556	265,851	8.82	561	266,018	8.82
個人会員	1,343	11,651	0.38	1,379	12,028	0.39
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,394	3,014,173	100.00	3,434	3,014,404	100.00

1. 優先出資金の残高はありません。

●出資配当等

項目	2019年度(総会承認日2020年6月25日)	2018年度(総会承認日2019年6月25日)
出資配当 (配当率)	60,216千円 (年2.0%の割合)	60,248千円 (年2.0%の割合)
利用配当	119,997千円	119,997千円
配当負担率	15.00%	18.46%

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剩余金}} \times 100$$

預金に関する指標

●預金科目別残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末			2018年度末		
	個人預金	法人		個人預金	法人	
		公金預金	金融機関預金		公金預金	金融機関預金
当座預金	—	—	2	80	—	—
普通預金	154,978	202	3	21,592	146,589	158
貯蓄預金	631	—	—	—	617	—
通知預金	—	—	—	30	—	—
別段預金	0	331	13	177	0	359
納税準備預金	—	—	—	—	—	—
定期預金	386,131	5,310	4,271	35,815	387,540	5,723
定期積金	—	—	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—	—	—
合計	541,741	5,843	4,290	57,695	534,747	6,241
						2,960
						57,363

●預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度	2018年度
流動性預金	175,276	166,911
定期性預金	435,069	436,249
譲渡性預金	460	460
その他の預金	—	—
合計	610,805	603,620

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利定期預金	431,437	433,085
変動金利定期預金	90	100
その他の	—	—
合計	431,527	433,185



●預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	524,356	86.02	517,934	86.13
民間労働組合	172,196	28.24	170,576	28.36
民間以外の労働組合及び公務員の団体	173,856	28.52	171,368	28.49
消費生活協同組合及び同連合会	12,586	2.06	11,085	1.84
その他の団体 (うち間接構成員)	165,717 (479,430)	27.18 (78.65)	164,903 (473,653)	27.42 (78.76)
個人会員	115	0.01	137	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	5,999	0.98	6,514	1.08
一般員外(a)	79,099	12.97	76,725	12.75
合計	609,571	100.00	601,312	100.00

当庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上そのため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
一般員外譲渡性預金(b)	—	—
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	79,099	76,725
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	610,031	601,772
一般員外預金比率(c)／(d)×100	12.96%	12.74%

●財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	80,478	13.19	79,772	13.25
財形年金	38,922	6.38	39,622	6.58
財形住宅	7,845	1.28	8,385	1.39
合計	127,247	20.85	127,780	21.23

1. 2019年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め610,031で計算しています。

●内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2019年度	2018年度
送金・振込	各地へ向けた分	443,777	441,790
	各地より受けた分	1,131,715	1,119,572
代金取立	各地へ向けた分	69	66
	各地より受けた分	13	7
合計	各地へ向けた分	443,846	441,856
	各地より受けた分	1,131,728	1,119,579

貸出金等に関する指標

●貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

- (1) 小口員外貸出 「個人」
- (2) 間接構成員等であった者 「個人」
- (3) 独立行政法人 事業に応じて類別
- (4) PFI選定業者 事業に応じて類別
- (5) 地方公共団体 「地方公共団体」
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 「金融業・保険業」
- (7) 地方公社等
 - ①土地開発公社 「不動産業」
 - ②地方道路公社 「運輸業」
 - ③公益社団法人及び公益財団法人 … 事業に応じて類別
 - ④医療法人 「医療、福祉」
 - ⑤社会福祉法人 「医療、福祉」、その他事業に応じて類別
 - ⑥その他 事業に応じて類別

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	111,940	27.68	110,129	28.20
民間以外の労働組合及び公務員の団体	48,287	11.94	49,170	12.59
消費生活協同組合及び同連合会	110,819	27.40	88,820	22.74
その他の団体	122,394	30.26	130,597	33.44
《間接構成員》	《393,024》	《97.18》	《378,299》	《96.89》
個人会員	29	0.00	33	0.00
会員等計	393,471	97.30	378,752	97.00
預金積金担保貸出	132	0.03	132	0.03
その他	10,784	2.66	11,552	2.95
	()表示はその他を100とする	(100.00)	()表示はその他を100とする	(100.00)
業種別内訳	製造業	—	(—)	(—)
	農業・林業	—	(—)	(—)
	漁業	—	(—)	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	(—)
	建設業	—	(—)	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	(—)
	情報通信業	—	(—)	(—)
	運輸業、郵便業	—	(—)	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	(—)
	医療・福祉	—	(—)	(—)
	サービス業	—	(—)	(—)
	国・地方公共団体	6,359	(58.97)	(61.82)
	個人	4,160	(38.57)	(35.68)
	その他	264	(2.45)	(2.48)
会員外計	10,917	2.69	11,684	2.99
合計	404,388	100.00	390,437	100.00

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他の	—	—
小計	—	—
保証用	36 5	49 5
合計	41	54

●貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
手形貸付	103	70
証書貸付	379,157	364,268
当座貸越	17,980	16,954
割引手形	—	—
合計	397,240	381,292

●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
資金手当対策資金	—	—	0	0.00
生活資金	48,925	12.09	48,445	12.40
	カードローン	14,675	3.62	14,520
	教育ローン	10,135	2.50	9,413
	その他	24,113	5.96	24,511
福利共済資金	運営資金	6,011	1.48	6,713
	設備資金	767	0.18	884
住宅資金	運営資金	150	0.03	120
	設備資金	—	—	—
生協資金	一般住宅資金	348,421	86.16	334,142
	住宅事業資金	113	0.02	130
合計	404,388	100.00	390,437	100.00

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利貸出金	115,130	121,457
変動金利貸出金	289,258	268,979
合計	404,388	390,437

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

●預貸率

(単位: %)

項目	2019年度	2018年度
預貸率(期末値)	66.28	64.88
預貸率(期中平均値)	65.03	63.16

●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
預金残高	22,593	22,287
貸出金残高	14,977	14,460

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
預金残高	1,260	1,230
貸出金残高	835	798

1. 役職員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●貸出金担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	979	1,013
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	4,563	5,549
その他の	—	—
小計	5,542	6,563
保証用	392,359 6,486	376,584 7,289
合計	404,388	390,437

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2019年度末	3,821	—	1,364	2,457	—	—
	2018年度末	3,853	—	1	3,852	—	—
地 方 債	2019年度末	502	—	502	—	—	—
	2018年度末	506	—	—	506	—	—
短 期 社 債	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2019年度末	13,352	—	1,404	5,697	4,555	1,695
	2018年度末	11,546	—	702	4,773	4,338	1,732
貸 付 信 託	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2019年度末	4,324	4,324	—	—	—	—
	2018年度末	6,579	6,579	—	—	—	—
株 式	2019年度末	55	55	—	—	—	—
	2018年度末	55	55	—	—	—	—
外 国 証 券	2019年度末	8,394	228	636	2,712	2,017	2,800
	2018年度末	9,247	230	1,093	2,559	2,617	2,745
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2019年度末	30,451	4,608	3,908	10,866	6,572	4,495
	2018年度末	31,789	6,865	1,797	11,692	6,955	4,478

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2019年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	3,805	12.09	3,809	12.68
地 方 債	499	1.58	499	1.66
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	12,330	39.19	10,883	36.23
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	5,953	18.92	6,717	22.36
株 式	55	0.17	55	0.18
外 国 証 券	8,814	28.01	8,073	26.87
その他の証券	—	—	—	—
合 計	31,459	100.00	30,038	100.00

社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

●預証率

(単位: %)

項目	2019年度	2018年度
預証率(期末値)	4.99	5.28
預証率(期中平均値)	5.15	4.97

●公共債窓口販売実績

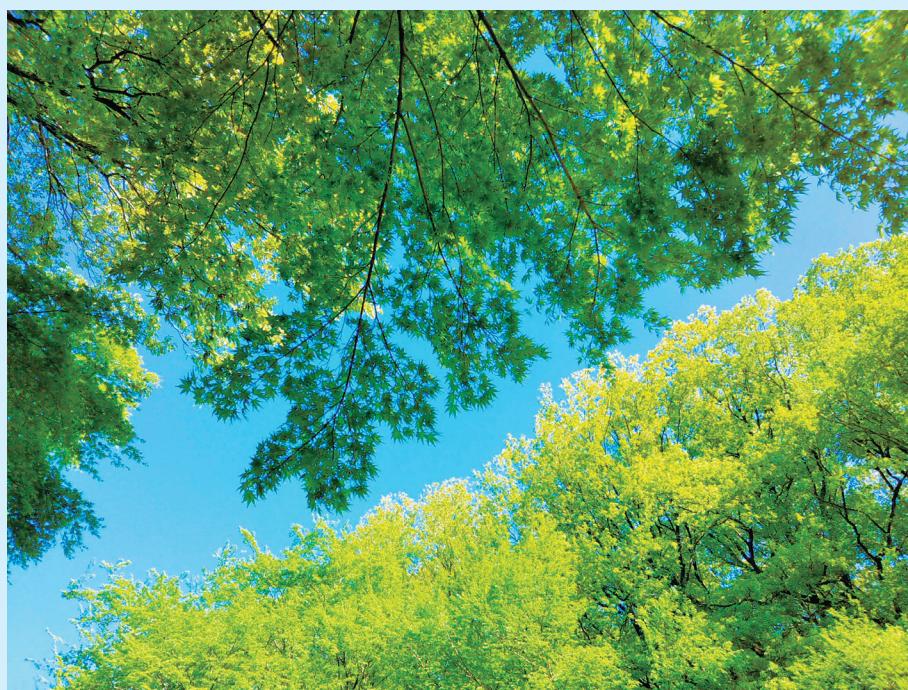
(単位:千円)

項目	2019年度	2018年度
国 債	890,560	680,610

●投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2019年度	2018年度
投資信託	170,570	152,413



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにご利用いただき、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計

に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については貸借対照表注記（52頁）をご覧下さい。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

項目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

項目	2019年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	1,699	1,741	42	1,698	1,760
	地 方 債	199	201	1	199	204
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	400	405	5	400	410
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	2,299	2,348	49	2,298	2,376
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
合 計		2,299	2,348	49	2,298	2,376
						77

1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、次頁5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

項目		2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,966	7,899	66	13,406	13,217	189
	国債	2,120	2,100	20	2,152	2,104	47
	地方債	302	299	2	306	299	6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,542	5,499	42	10,947	10,812	134
	その他	6,317	5,967	349	7,300	6,861	438
小計		14,283	13,867	416	20,707	20,079	628
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,412	7,513	△ 101	201	201	△ 0
	国債	1	1	△ 0	1	1	△ 0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,410	7,511	△ 101	199	200	△ 0
	その他	6,401	6,895	△ 494	8,526	8,954	△ 428
小計		13,813	14,408	△ 595	8,727	9,156	△ 428
合計		28,097	28,276	△ 179	29,434	29,235	199

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

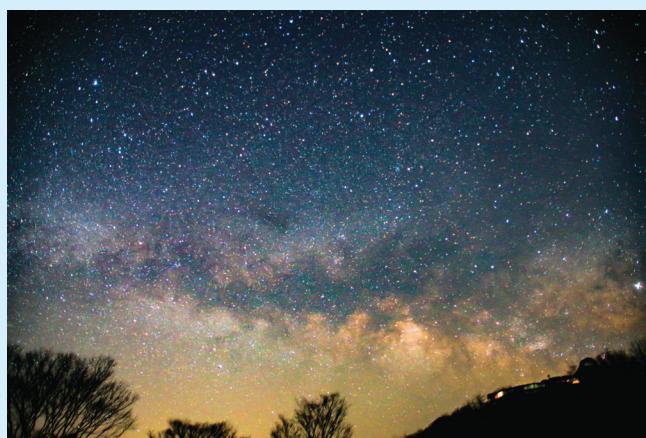
2. 社債には、政府保証債、公社公團債、金融債、事業債が含まれています。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の 主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	45	45
合計	55	55



金銭の信託の時価情報

●金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	—	—	954	—

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「先物取引」「先渡取引」とは

もとになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指標について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」

を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

(1) 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)	
2019年度末	2018年度末
10.49	10.64

当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関に

は国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)ーコア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)十オペレーション・リスク相当額}\times 12.5\text{(注4)}}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオーバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連エクスポート・ジャーナルの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注1) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーション・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注2)を採用しています。

(注2) 基礎的手法……粗利益（直近3年の平均値）の15%をオペレーション・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.49%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	当期末(2019年度末)	前期末(2018年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,267	35,442
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,014	3,014
うち、利益剰余金の額	33,433	32,608
うち、外部流出予定額(△)	△180	△180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	119	133
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	119	133
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	102
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,464	35,678
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	88
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	88
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	88	93
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	176	181
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	36,288	35,496
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	331,468	319,249
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	434	454
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	434	454
オフ・バランス取引項目	41	54
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—

項目	当期末（2019年度末）	前期末（2018年度末）
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,138	14,188
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	345,607	333,437
自己資本比率		
自己資本比率((八)/(二))	10.49	10.64



■(参考)自己資本比率に関連する用語■

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剩余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剩余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されてい

ます。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剩余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動等準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剩余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当てるものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあ

ることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポート」とは

証券化取引に係るエクスポートのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。



(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

①自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,014百万円

②自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末（2019年度末）		前期末（2018年度末）	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	331,468	13,258	319,249	12,769
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)	330,828	13,233	317,272	12,690
ソブリン向け(注4)	90	3	90	3
金融機関向け	45,143	1,805	46,306	1,852
事業法人等向け	8,190	327	6,786	271
中小企業等・個人向け	230,958	9,238	214,513	8,580
抵当権付住宅ローン	30,986	1,239	33,433	1,337
不動産取得等事業向け	1,767	70	1,753	70
延滞債権(注5)	230	9	492	19
その他(注6)	13,461	538	13,895	555
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(注7)	205	8	1,522	60
ルック・スルー方式(注8)	205	8	1,522	60
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	434	17	454	18
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注9)	—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー(注10)	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク(注11) (B)	14,138	565	14,188	567
リスク・アセット、総所要自己資本額 (C) (A)+(B)	345,607	13,824	333,437	13,337

注1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

注2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

注3. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

注4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

注5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

注6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。

注7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクspoージャーそのもの

のリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。

注8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

注9. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。

注10. 「中央清算機関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

注11. オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーションル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫の自己資本比率は10.49%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーションル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

①信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクspoージャー (注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国 内	680,720	670,003	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	237,302	242,584	286	356
国 外	8,437	8,966	-	-	-	-	-	-	8,437	8,966	-	-
合 計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550	286	356

業種別

(単位:百万円)

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクス ポージャー (注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製造業	4,756	3,855	—	—	3,300	2,800	—	—	1,456	1,055	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	400	400	—	—	—	—	—	—	400	400	—	—
建設業	100	200	—	—	100	200	—	—	0	0	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,002	1,702	—	—	1,599	1,299	—	—	402	402	—	—
情報通信業	887	787	—	—	802	702	—	—	85	84	—	—
運輸業、郵便業	2,303	1,803	—	—	2,300	1,800	—	—	3	3	—	—
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	901	901	—	—	900	900	—	—	1	1	—	—
金融業・保険業	234,455	239,377	—	—	1,608	1,010	—	—	232,846	238,366	—	—
不動産業、 物品賃貸業	2,002	1,995	282	276	1,600	1,600	—	—	119	119	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	304	204	—	—	300	200	—	—	4	4	—	—
国・地方 公共団体	11,125	12,200	6,359	7,142	4,300	4,305	—	—	464	752	—	—
個人	417,727	402,841	417,389	402,432	—	—	—	—	337	409	286	356
その他	12,190	12,699	491	551	899	899	1,182	1,297	9,616	9,951	—	—
合計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550	286	356

残存期間別

(単位:百万円)

期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	54,733	53,216	22,980	22,469	—	—	1,182	1,297	30,570	29,449
1年以下	148,735	293,814	27,543	179,055	3,256	701	—	—	117,935	114,058
1年超3年以下	94,366	122,929	44,912	71,892	4,725	4,984	—	—	44,728	46,052
3年超5年以下	69,889	59,482	41,616	23,427	3,420	4,021	—	—	24,852	32,033
5年超7年以下	50,011	30,271	36,153	22,754	908	2,510	—	—	12,948	5,006
7年超10年以下	60,781	66,368	48,381	47,321	3,700	1,800	—	—	8,700	17,246
10年超	210,639	52,886	202,935	43,481	1,700	1,700	—	—	6,004	7,704
合計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550

注1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

注2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。

注3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注4. CVAリスク相当額および中央精算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
期首残高	133	145	132	143	266	289
当期増加額	119	133	–	0	119	133
当期減少額	目的使用	–	0	1	0	1
	その他	133	145	13	9	146
期末残高	119	133	119	132	238	266

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等
業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金											貸出金償却
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	16	18	—	—	1	—	—	1	14	16	—	—
その他	116	125	—	0	11	1	0	7	104	116	—	—
合計	132	143	—	0	13	1	0	9	119	132	—	—

1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	40,415	40,415	—	41,506	41,506
10%	—	903	903	—	902	902
20%	211,394	11,061	222,456	218,565	9,592	228,158
35%	—	88,536	88,536	—	95,529	95,529
50%	11,253	0	11,254	9,052	0	9,053
75%	—	307,955	307,955	—	286,029	286,029
100%	2,806	12,944	15,751	2,506	13,177	15,683
150%	—	911	911	—	1,129	1,129
200%	—	973	973	—	—	—
250%	—	—	—	—	975	975
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	225,455	463,701	689,157	230,124	448,844	678,969

1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

4. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は含まれておりません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的に

ALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定期的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポートの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	979	1,014	—	—	—	—
ソブリン等公共機関向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	1	1	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	978	1,012	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定規程」に基づき適

切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

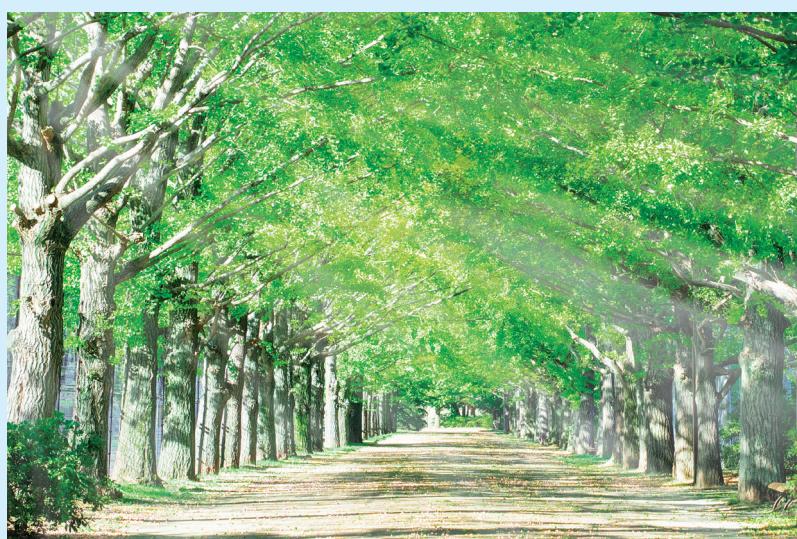
(単位:百万円)

項目	2019年度末			2018年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 与信相当額は、カレント・エクスボージャー方式を用いて算出しています。

2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。

3. 当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。



(7)証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。



(8)出資等エクスポートに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	55	55	55	55
その他	5,725	5,725	5,815	5,815
合計	5,781	5,781	5,870	5,870

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートは含んでいません。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4. 当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

②出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
売却益	93	1
売却損	66	—
償却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートの売却および償却に伴う損益は含んでいません。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートは含んでいません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
評価損益	—	—

■出資等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期

的にALM委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	(単位:百万円)	
	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	3,270	5,589

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

	(単位:百万円)	
	2019年度末	2018年度末
VaR	4,491	3,162

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVA		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,467	7,973	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	425	
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,467	7,973	425	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,288		35,496	

1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「 ΔEVA 」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはV a R計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会および常務会で協議しています。さらに、

金利リスクについてはV a Rのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である $\Delta E V E$ 及び金利収益の変動額である $\Delta N I I$ を計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

V a Rによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ を四半期ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金利リスクの算定手法の概要■

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.929年です。

(2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

(3)流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

(4)貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5)複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した $\Delta E V E$ が正となる通貨のみを対象としています。

(6)スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響

を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の $\Delta E V E$ は7,467百万円（前期末比△505百万円）となり、大きな変動はありません。

(9)計測値の解釈や重要性に関する説明

$\Delta E V E$ の計測値は、自己資本対比で20.578%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っておりますが、「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係等の追加分析を行った結果、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1)金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

V a Rは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(11)オペレーション・リスクに関する事項

■オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、オペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーション・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する「統合的リスク管理・運営方針」のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オ

ペレーションリスク管理規程」を制定しています。

オペレーション・リスクの管理にあたっては、統括部署である総務リスク統括部がオペレーション・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算出しています。

リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況）

2019年度末のリスク管理債権合計は24億58百万円で、貸出金残高4,043億88百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.60%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が3億92百万円、「延滞債権」が19億36百万円、「3カ月以上延滞債権」が64百万円、「貸出条件緩和債権」が64百万円となっています。

リスク管理債権合計24億58百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が23億19百万円となっています。また、「貸倒引当金」を1億6百万円引き当てています。その結果、保全額は24億25百万円となり、リスク管理債権合計の98.68%をカバーしています。

●労金法に基づくリスク管理債権

(単位:百万円)

区分	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権 合計(A)	2,458	2,573
破綻先債権	392	482
延滞債権	1,936	1,733
3カ月以上延滞債権	64	282
貸出条件緩和債権	64	74
保全額(B)	2,425	2,534
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,412
貸倒引当金	106	122
保全率(B)/(A) %	98.68%	98.48%
貸出金残高(C)	404,388	390,437
リスク管理債権比率(A)/(C) %	0.60%	0.65%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。

1. 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

2. 「破綻先債権」とは

借り手の破綻（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

3. 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

4. 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

6. 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

7. 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記（52頁）していまますので御参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定の債務者区分			労金の償却・引当基準				
区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位			
対象債権	債 権		対象債権	債 権			
定 義	労働金庫の資産査定規程		定 義	処理基準	労働金庫の資産査定規程		
債務者区分			2019年度末	債務者区分	分 類		2019年度末
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	392	破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。		—
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。		—
				非・II分類			392
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	556	実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。		17
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。		2
				非・II分類			536
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,413	破綻懸念先	III・IV分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。		96
				非・II分類			1,316
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	4,123	要注意先	II分類 要管理債権	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)		131
				非分類 要管理債権以外(注2)			
				II分類 要管理先以外の要注意先	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)		3,991
				非分類			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	391,932	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)		391,932
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	6,359	その他	非分類	引当は行わない。(注1)		6,359

(単位:百万円)

債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）			リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）		
区分単位	債務者単位（償却後）		区分単位	債務者単位（償却後）	
対象債権	総与信		対象債権	貸出金（元金）	
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		定義	労働金庫法施行規則第114条	
債権区分	2019年度末		区分	2019年度末	
(注3)	破産更正債権及びこれらに準する債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権	(注5)	債務者が破産、会社更生、和議などの申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	
(注3)			(注5)		
破産更正債権及びこれらに準する債権	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	556	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
危険債権			1,413	(注5)	
要管理債権（債権単位）	3ヶ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金	64	3ヶ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
	貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	64	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く）
	正常債権（注4）	債務者の財政状態及び経営成績特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準する債権以外のものに区分される債権	402,286		

注1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

注2. 要管理債権を有する債務者の、3ヶ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

注3. 債却・引当基準と金融再生法の差は、直接債却額分です。

注4. 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

注5. 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2020年3月末現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	2,491	2,612
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	949	980
危険債権	1,413	1,275
要管理債権	129	357
保全額(B)	2,442	2,551
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,411
貸倒引当金	123	141
保全額(B) / (A) (%)	98.03%	97.68%
正常債権(C)	402,268	388,326
合 計 (D) = (A) + (C)	404,760	390,938
金融再生法上の不良債権比率(A) / (D) (%)	0.62%	0.67%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。

2. 単位未満四捨五入しています。

3. %表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第3位を四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表注記(52頁)をご参照ください。

連 結 情 報

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

四国ろうきん

(株)四国労金サービス

・従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

(株) 四国労金サービス

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1990年2月に営業を開始しました。2019年度年間売上高は、228百万円となりました。

●金庫の子会社等に関する事項

名 称	株式会社四国労金サービス
主たる営業所又は事務所の所在地	愛媛県松山市二番町4丁目5-2
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	1990年2月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	—

●金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と(株)四国労金サービスを連結した結果、連結剰余金は335億円となりました。

また、出資金は当金庫の上記連結対象子会社等への出資に、連結に伴う調整消去を加え、30億14百万円となりました。純資産は前年同期より5億30百万円増加して、367億23百万円（増加率1.46%）となりました。

預 金

当金庫の上記連結子会社等からの預金積金は1億62百万円で、連結に伴う調整償却後の期末残高は6,094億8百万円（増加率1.37%）となりました。

貸出金

2019年度は、上記連結対象子会社等への貸出金2億円に連結に伴う調整消去を加えた結果、前年同期より139億63百万円増加して、4,041億88百万円（増加率3.57%）となりました。

損 益

2019年度の経常収益は、93億61百万円（前期比96百万円増、1.03%増）となり、経常費用は、80億56百万円（前期比1億81百万円減、2.20%減）となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億37百万円増加し、9億83百万円となりました。

●金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
経 常 収 益	9,361	9,265	9,113	9,377	9,922
経 常 利 益	1,305	1,027	1,035	1,165	1,405
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746	739	807	1,006
純 資 産 額	36,723	36,192	35,385	35,007	34,591
総 資 産 額	671,712	664,321	646,584	632,012	624,613
連結自己資本比率	10.52%	10.67%	11.03%	11.26%	11.30%

1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2.当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
(資産の部)		
現金及び預け金	225,082	229,301
コールローン及び買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	954
商品有価証券	—	—
有価証券	30,441	31,779
貸出金	404,188	390,224
外国為替	—	—
その他資産	5,790	5,817
有形固定資産	5,472	5,573
建物	3,259	3,295
土地	1,588	1,511
リース資産	143	153
建設仮勘定	28	69
その他の有形固定資産	452	543
無形固定資産	87	89
ソフトウェア	70	71
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	16	17
前払年金費用	122	129
繰延税金資産	699	634
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	41	54
貸倒引当金	△214	△237
その他の引当金	—	—
資産の部合計	671,712	664,321

項目	2019年度末	2018年度末
(負債の部)		
預金積金	609,408	601,148
譲渡性預金	460	460
借用金	21,400	22,500
コールマネー及び売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	1,489	1,429
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	190	183
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	1,755	2,084
役員退職慰労引当金	58	56
その他の引当金	52	75
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	130	135
債務保証	41	54
負債の部合計	634,989	628,128
(純資産の部)		
出資金	3,014	3,014
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	33,532	32,716
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	36,547	35,731
その他有価証券評価差額金	△128	143
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	305	318
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	176	461
新株予約権	—	—
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	36,723	36,192
負債及び純資産の部合計	671,712	664,321

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 15年～50年
その他 2年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産及び負債の換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報

告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

確定拠出年金制度への一部移行

当庫は平成31年4月1日に職員(嘱託等職員およびアソシエイト職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益98,451千円を、特別利益に計上しております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理

当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

また、連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	5,129,470 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	- 千円

14. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は392,059千円、延滞債権額は1,936,996千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶

予した貸出金以外の貸出金です。

15. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は64,998千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

16. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64,234千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,458,289千円です。

なお、14. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

18. 担保に供している資産

為替決済・当座借越契約および手形借入(21,400,000千円)の担保として預け金45,821,100千円、公金取扱いの担保として預け金2,200千円を差入れております。

また、その他の資産には、保証金は117,979千円が含まれております。

19. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格(路線価方式)に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 508,493千円

20. 出資1口当たりの純資産額

12,183円72銭

21. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

230,958千円

22. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

- 千円

23. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(又は出資金)を除く)

- 千円

24. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR(バリュー・アット・リスク)を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫グループは、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従っておりません。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これら的情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間120日(有価証券は20日)、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,486,498千円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストティングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な試算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	216,864,092	217,111,239	247,146
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,299,150	2,348,960	49,809
その他有価証券	28,097,150	28,097,150	—
(3)貸出金			
貸倒引当金(*)	404,188,105 △ 194,482	403,993,622	408,228,000 4,234,377
金融資産計	651,254,016	655,785,350	4,531,334
(1)預金積金	609,408,773	609,449,579	40,805
(2)借用金	21,400,000	21,400,000	—
金融負債計	630,808,773	630,849,579	40,805

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	45,293
組合出資金	—
合 計	45,293

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	127,460,092	66,804,100	19,600,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	2,000,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,591,620	8,816,350	6,635,320	4,700,000
貸出金(*)	27,543,622	86,528,585	84,534,857	202,734,495
合 計	158,895,335	164,148,935	110,770,177	210,434,495

(*)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	398,533,875	208,353,655	2,521,241	—
借用金	600,000	20,800,000	—	—
合 計	399,133,875	229,153,655	2,521,241	—

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下30.まで同様）。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,699,156	1,741,620	42,463
	地方債	199,993	201,450	1,456
	短期社債	—	—	—
	社債	400,000	405,890	5,890
	その他	—	—	—
	小計	2,299,150	2,348,960	49,809
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		2,299,150	2,348,960	49,809

(2)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	7,966,063	7,899,748	66,314
	国債	2,120,763	2,100,167	20,595
	地方債	302,810	299,967	2,842
	短期社債	—	—	—
	社債	5,542,490	5,499,613	42,876
	その他	6,317,706	5,967,745	349,960
	小計	14,283,769	13,867,494	416,275
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	7,412,023	7,513,310	△101,286
	国債	1,533	1,536	△3
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,410,490	7,511,773	△101,283
	その他	6,401,357	6,895,443	△494,086
	小計	13,813,381	14,408,753	△595,372
合 計		28,097,150	28,276,248	△179,097

27. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,305,604	65,619	△66,605
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,078,993	95,898	△111,082
合 計	2,384,598	161,517	△177,688

29. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

30. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

31. 貸貸等不動産の状況に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

32. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は80,867,112千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が40,682,432千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫（並びに連結される子会社及び子法人等）の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫（並びに連結される子会社及び子法人等）が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,184,679千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

33. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりです。

(単位:千円)

退職給付債務	△5,552,660
年金資産（時価）	3,349,496
未積立退職給付債務	△2,203,163
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	631,290
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△60,904
連結貸借対照表計上額の純額	△1,632,776
退職給付に係る資産	△122,890
退職給付に係る負債	△1,755,667

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度
経常収益	9,361	9,265
資金運用収益	7,823	7,970
貸出金利息	6,482	6,464
預け金利息	631	713
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	433	405
その他の受入利息	275	386
役務取引等収益	1,020	903
その他業務収益	409	299
その他経常収益	108	91
貸倒引当金戻入益	22	20
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	84	70
経常費用	8,056	8,238
資金調達費用	226	235
預金利息	224	234
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0
借用金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	0
役務取引等費用	1,337	1,348
その他業務費用	237	97
経費	6,181	6,485
その他経常費用	72	72
貸倒引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	72	72
経常利益	1,305	1,027
特別利益	99	2
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	99	2
特別損失	63	11
固定資産処分損	12	1
減損損失	49	8
その他の特別損失	1	1
税金等調整前当期純利益	1,341	1,018
法人税、住民税及び事業税	321	233
法人税等調整額	35	38
法人税等合計	357	272
当期純利益	983	746
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746

損益計算書の注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 326円41銭

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	32,716	32,150
利益剰余金増加高	996	746
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746
土地再評価差額金取崩額	12	—
利益剰余金減少高	180	180
配当金	180	180
利益剰余金期末残高	33,532	32,716

自己資本の充実の状況(連結会計年度の開示情報)

(1) 連結自己資本比率の状況

連結自己資本比率(国内基準) (単位:%)

2019年度末	2018年度末
10.52	10.67

注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

注) 用語の解説は、71頁を参照願います。

当金庫グループでは、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫グループの自己資本比率は10.52%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。



(2)自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,366	35,550
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,014	3,014
うち、利益剰余金の額	33,532	32,716
うち、外部流出予定額(△)	△180	△180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものとの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	104
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	104
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	102
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,539	35,757
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	88
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	88
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	88	93
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	176	181
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	36,363	35,575
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	331,378	319,160
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	434	454
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	434	454

項目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
オフ・バランス取引項目	41	54
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関間連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,116	14,165
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 345,495	333,326
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((八)/(二))	10.52	10.67

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものはありません。
その他の用語等の説明については、71・72頁をご覧ください。

(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

① 連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、自己資本比率告示といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は四国労金サービスです。主要な業務の内容は以下のとおりです。

- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
四国労金サービス	従属業務、付随・関連教務、労働金庫代理業

②自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,014百万円
普通株式	①発行主体：四国労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：－

③自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末（2019年度末）		前期末（2018年度末）	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	331,378	13,255	319,160	12,766
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	330,738	13,229	317,184	12,687
ソブリン向け	90	3	90	3
金融機関向け	45,143	1,805	46,306	1,852
事業法人等向け	7,989	319	6,573	262
中小企業等・個人向け	230,958	9,238	214,513	8,580
抵当権付住宅ローン	30,986	1,239	33,433	1,337
不動産取得等事業向け	1,767	70	1,753	70
延滞債権	230	9	492	19
その他	13,571	542	14,020	560
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
リスクウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	205	8	1,522	60
ルック・スルー方式	205	8	1,522	60
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	434	17	454	18
他の金融機関等の対象資本等調達手 段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得 た額	—	—	—	—
中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク (B)	14,116	564	14,165	566
リスク・アセット、総所要自己資本額 (C) (A)+(B)	345,495	13,819	333,326	13,333

1. 「その他」には、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等を計上しています。

2. 項目の説明につきましては、73頁を参照願います。

■連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫連結グループの自己資本比率は10.52%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引き続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫連結グループは、連結グループが直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで連結グループ全体のリスクの程度を判断し、連結グループの経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫連結グループでは、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー及び証券化エクスポートジャヤを除く)

①信用リスクに関するエクスポートジャヤの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

地域区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等		延滞エクス ポートジャヤ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国 内	680,641	669,926	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	237,424	242,720	286	356
国 外	8,437	8,966	-	-	-	-	-	-	8,437	8,966	-	-
合 計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687	286	356

業種別

業種区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等		延滞エクス ポートジャヤ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製 造 業	4,756	3,855	-	-	3,300	2,800	-	-	1,456	1,055	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	400	400	-	-	-	-	-	-	400	400	-	-
建 設 業	100	200	-	-	100	200	-	-	0	0	-	-
電 气・ガス・熱供給・水道業	2,002	1,702	-	-	1,599	1,299	-	-	402	402	-	-
情 報 通 信 業	887	787	-	-	802	702	-	-	85	84	-	-
運 輸 業、郵便業	2,303	1,803	-	-	2,300	1,800	-	-	3	3	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	901	901	-	-	900	900	-	-	1	1	-	-
金融業・保険業	234,455	239,377	-	-	1,608	1,010	-	-	232,846	238,366	-	-
不動産業、物品賃貸業	2,002	1,995	282	276	1,600	1,600	-	-	119	119	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	304	204	-	-	300	200	-	-	4	4	-	-
国・地 方 公 共 団 体	11,125	12,200	6,359	7,142	4,300	4,305	-	-	464	752	-	-
個 人	417,727	402,841	417,389	402,432	-	-	-	-	337	409	286	356
そ の 他	12,111	12,623	290	339	899	899	1,182	1,297	9,738	10,087	-	-
合 計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687	286	356

残存期間別

(単位:百万円)

エクspoージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間区分										
期間の定めのないもの	54,855	53,353	22,980	22,469	—	—	1,182	1,297	30,692	29,585
1年以下	148,735	293,814	27,543	179,055	3,256	701	—	—	117,935	114,058
1年超3年以下	94,366	122,929	44,912	71,892	4,725	4,984	—	—	44,728	46,052
3年超5年以下	69,889	59,482	41,616	23,427	3,420	4,021	—	—	24,852	32,033
5年超7年以下	50,011	30,271	36,153	22,754	908	2,510	—	—	12,948	5,006
7年超10年以下	60,781	66,368	48,381	47,321	3,700	1,800	—	—	8,700	17,246
10年超	210,438	52,673	202,734	43,269	1,700	1,700	—	—	6,004	7,704
合 計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687

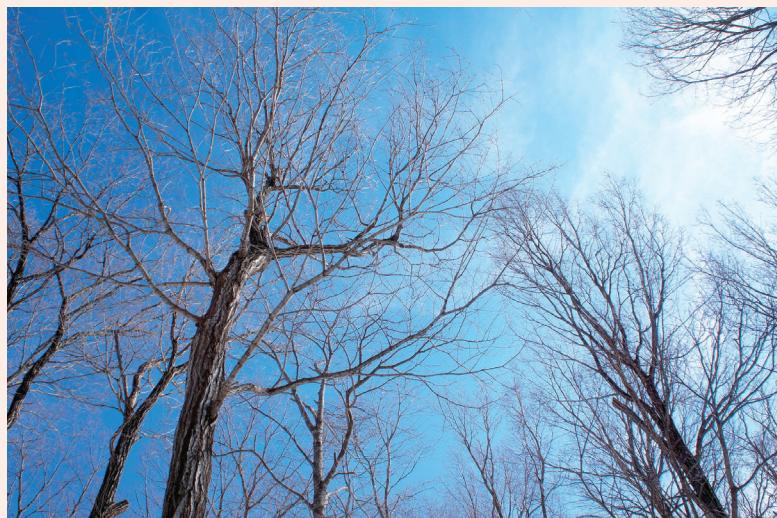
1. 項目の説明につきましては、75頁を参照願います。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
期首残高	104	115	132	143	237	259
当期増加額	94	104	—	0	94	104
当期減少額	目的使用	—	—	0	0	1
	その他	104	115	13	117	125
期末残高	94	104	119	132	214	237

1. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の説明につきましては、76頁を参照願います。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
					目的使用		その他						
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	16	18	—	—	1	—	—	—	1	14	16	—	
その他	116	125	—	0	11	1	0	7	104	116	—	—	
合 計	132	143	—	0	13	1	0	9	119	132	—	—	

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	40,415	40,415	—	41,506	41,506
10%	—	903	903	—	902	902
20%	211,394	11,061	222,456	218,565	9,592	228,158
35%	—	88,536	88,536	—	95,529	95,529
50%	11,253	0	11,254	9,052	0	9,053
75%	—	307,955	307,955	—	286,029	286,029
100%	2,806	12,866	15,672	2,506	13,101	15,607
150%	—	911	911	—	1,129	1,129
200%	—	973	973	—	—	—
250%	—	—	—	—	975	975
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	225,455	463,622	689,078	230,124	448,768	678,893

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称につきましては、78頁を参照願います。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー					
	信用リスク削減手法	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ		
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		979	1,014	—	—	—
ソブリン等公共機関向け		—	—	—	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—
事業法人等向け		1	1	—	—	—
中小企業等・個人向け		978	1,012	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

(6)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

項目	2019年度末			2018年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 項目の説明につきましては、79頁を参照願います。

(7)証券化工クスボージャーに関する事項

①オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する事項)

該当はありません。

②投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する事項)

該当はありません。

(8)出資等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2018年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	45	45	45	45
その他	5,725	5,725	5,815	5,815
合 計	5,771	5,771	5,860	5,860

1. 項目の説明につきましては、81頁を参照願います。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
売却益	93	1
売却損	66	—
償 却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの
売却および償却に伴う損益は含んでいません。

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等
エクスポージャーは含んでいません。

④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
評価損益	—	—

■出資等エクspoージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、出資等エクspoージャーに関するリスク管理の方針
および手続きの概要につきましては、81頁を参照願います。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	3,270	5,589

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
VaR	4,486	3,159

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,456	7,959	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	425	
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,456	7,959	425	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,363		35,575	

1. 項目の説明につきましては、82頁を参照願います。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要につきましては、83頁を参照願います。

(11)オペレーションル・リスクに関する事項

■オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算出しています。

●連結セグメント情報

連結の対象となる(株)四国労金サービスは、当金庫関連業務の受託事業等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常利益、経常利益又は経常損失

の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます。）の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。



リスク管理債権 (破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況)

●労金法に基づくリスク管理債権

(単位:百万円)

区分	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権 合計(A)	2,458	2,573
破綻先債権	392	482
延滞債権	1,936	1,733
3ヶ月以上延滞債権	64	282
貸出条件緩和債権	64	74
保全額(B)	2,425	2,534
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,412
貸倒引当金	106	122
保全率(B)/(A) %	98.68%	98.48%
貸出金残高(C)	404,188	390,224
リスク管理債権比率(A)/(C) %	0.60%	0.65%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 用語の解説は84頁を参照下さい。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2020年3月末現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	2,491	2,612
破産更正債権及びこれらに準する債権	949	980
危険債権	1,413	1,275
要管理債権	129	357
保全額(B)	2,442	2,551
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,411
貸倒引当金	123	141
保全額(B)/(A) (%)	98.03%	97.68%
正常債権(C)	402,068	388,113
合 計 (D) = (A) + (C)	404,559	390,725
金融再生法上の不良債権比率(A)/(D) (%)	0.62%	0.67%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。
3. %表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第3位を四捨五入しています。
4. 用語の解説は87頁を参照下さい。

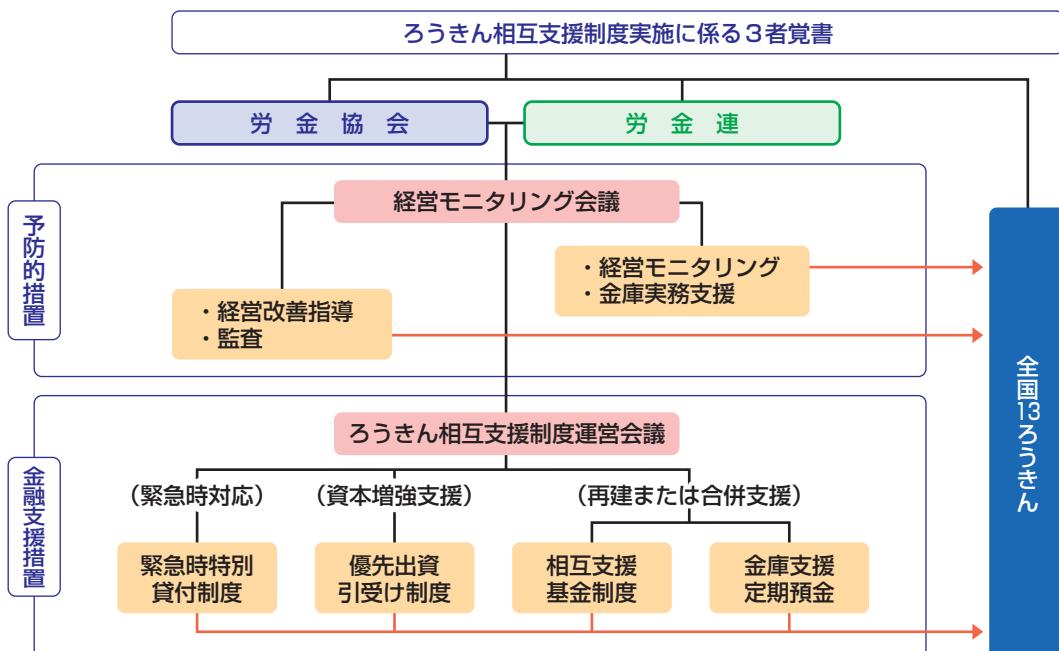
「ろうきん業態セーフティネット」

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じ

て必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。



●全国労金の概要 (2020年3月末・速報値)

金庫名	店舗数	役職員数	団体会員数	預 金 (百万円)	貸 出 金 (百万円)
北海道	37	716	2,697	1,005,983	743,669
東北	70	1,160	5,778	2,092,653	1,244,519
中央	145	3,099	12,040	6,374,513	4,454,242
新潟県	27	451	2,054	825,448	384,249
長野県	23	381	1,714	695,074	379,427
静岡県	27	698	2,378	1,120,756	856,956
北陸	27	499	1,851	767,516	434,976
東海	42	639	3,122	1,814,350	1,521,817
近畿	56	1,081	6,781	2,237,422	1,379,669
中国	39	749	3,729	1,174,355	756,014
四国	27	463	2,051	610,031	404,388
九州	82	1,227	6,154	1,889,012	1,459,826
沖縄県	12	154	447	270,427	181,373
合 計	614	11,317	50,796	20,877,546	14,201,131

1. 店舗数にはインターネット支店を含みます。
2. 預金計には譲渡性預金を含みます。



索引

(法定開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目（単体）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	33
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	35
(3) 会計監査人の氏名又は名称	35
(4) 事務所の名称及び所在地	44
2. 金庫の主要な事業の内容	37
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	50
(2) 主要な事業の状況を示す指標	57
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	57
② 預金に関する指標	59
③ 貸出金等に関する指標	61
④ 有価証券に関する指標	63
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 社会的責任と社会貢献活動	19
(2) リスク管理の態勢	26
(3) 法令等遵守の態勢	29
(4) 苦情等への対応	31
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	51
(2) 損益計算書	55
(3) 剰余金処分計算書	56
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権	84
② 延滞債権	84
③ 3カ月以上延滞債権	84
④ 貸出条件緩和債権	84
⑤ 合計額	84
(5) 自己資本の充実の状況	68
(6) 有価証券	63
(7) 金銭の信託	67
(8) 労金法施行規則第86条1項5号に掲げる取引 デリバティブ取引	67
(9) 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	76
(10) 貸出金償却の額	77
(11) 会計監査人の監査	56

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目（連結）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	88
(2) 金庫の子会社等に関する事項	88
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	88
(2) 主要な事業の状況を示す指標	88
3. 金庫及びその子会社等の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	89
(2) 連結損益計算書	93
(3) 連結剰余金計算書	93
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権	106
② 延滞債権	106

③ 3カ月以上延滞債権	106
④ 貸出条件緩和債権	106
⑤ 合計額	106
(5) 自己資本の充実の状況	94
(6) 連結決算セグメント情報	105

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」（単体）

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87
2. 危険債権	87
3. 要管理債権	87
4. 正常債権	87

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」（連結）

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	106
2. 危険債権	106
3. 要管理債権	106
4. 正常債権	106

■労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1) 事業方針	4
(2) 役員の所属団体等	35
(3) 代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況	35
(4) 職員の状況	36
(5) 報酬等に関する事項	36
(6) 自動機設置状況	44
(7) 大口出資会員	58
(8) 会員数内訳	58
(9) 出資配当等	58
2. 経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	58
(2) 利益率	57
(3) 常勤労働員1人当たり預金残高	62
(4) 1店舗当たり預金残高	62
(5) 常勤労働員1人当たり貸出金残高	62
(6) 1店舗当たり貸出金残高	62
3. 資金調達	
(1) 預金科目別残高	59
(2) 預金者別内訳	60
(3) 財形貯蓄残高	60
4. その他の業務	
(1) 公共債窓口販売実績	64
(2) 投資信託窓口販売実績	64
(3) 内国為替取扱実績	60
(4) 手数料	42
5. その他	
(1) 沿革・歩み	48
(2) 商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項	37
(3) トピックス	49
(4) 当金庫の考え方	26
(5) 全国労金の概要	107

※頁数は、項目の開始頁を表示しています。

店舗のご案内

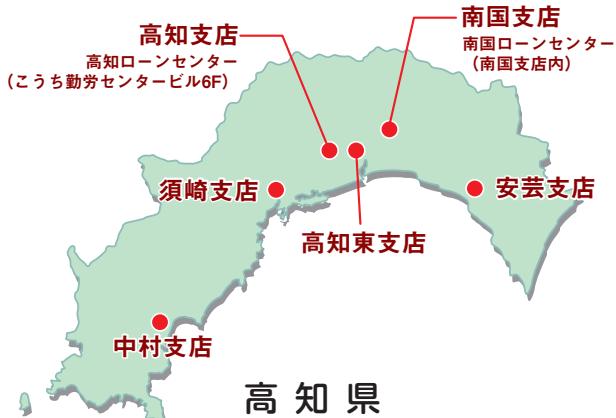
(地番等は裏表紙を参照下さい)



愛媛県



香川県



高知県



徳島県

(2020年6月30日現在)

金額及び諸比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1) 特段の表記がない場合は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。（ただし、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」については、金額単位未満を四捨五入しています。）
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しております。
- (4) 該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。

四国ろうきん

四国労働金庫本部 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3
TEL(087)811-8000 FAX(087)811-8100

本 部		電 話	F A X
経 営 統 括 部	企画・人事	087-811-8004	087-811-8101
	経営管理	087-811-8001(人事)	
	資金運用	087-811-8005	
営 業 統 括 部		087-811-8006	087-811-8101
総務リスク統括部	総 務	087-811-8000	087-811-8100
	リスク管理	087-811-8007	
業 務 統 括 部	業 務	087-811-8002	087-811-8102
	融 資	087-811-8003	
監 査 部	監 査	087-811-8009	087-811-8104
監 事 会 事 務 局		087-811-8008	087-811-8101
お客様相談センター		087-811-8041	087-811-8100

本部フリーダイヤル 0120-505-690

ろうきんダイレクトヘルプデスク 0120-459-690

多重債務相談デスク 0120-174-690

ホ ー ム ペ ー ジ <https://www.shikoku-rokin.or.jp>



香川営業本部	〒760-0011 高松市浜ノ町72-3 TEL (087) 811-8051 FAX (087) 811-8103
本 店 営 業 部	〒760-0011 高松市浜ノ町72-3 TEL (087) 811-8181 FAX (087) 811-8182
觀 音 寺 支 店	〒768-0060 観音寺市觀音寺町甲1059 TEL (0875) 25-7777
内 海 出 張 所	〒761-4411 小豆郡小豆島町安田甲144-72 TEL (0879) 82-0813
瀬 戸 大 橋 支 店	〒763-0082 丸亀市土器町東9-301 TEL (0877) 24-4811
志 度 支 店	〒769-2101 さぬき市志度2159-1 TEL (087) 894-7500
高松ローンセンター (高松番町出張所)	〒760-0017 高松市番町3-5-15 TEL (087) 811-4141
瀬 戸 大 橋 ロ ン セ ン タ ー (瀬戸大橋支店内)	〒763-0082 丸亀市土器町東9-301 TEL (0877) 21-2311
インターネッ 四国支店	四国支店(ろうきんダイレクトヘルプデスク) TEL (0120)-459-690

徳島営業本部	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 TEL (088) 623-1113 FAX (088) 623-5744
徳 島 支 店	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 TEL (088) 623-1111
池 田 支 店	〒778-0003 三好市池田町サラダ1612-2 TEL (0883) 72-0399
徳 島 北 支 店	〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5 TEL (088) 698-1111
阿 南 支 店	〒774-0030 阿南市富岡町トノ町71-20 TEL (0884) 22-2132
鴨 島 支 店	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島342-1 TEL (0883) 24-3113
徳島ローンセンター (中島田出張所)	〒770-0052 徳島市中島田町1-11-1 TEL (088) 634-1000
徳島北ローンセンター (徳島北支店内)	〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5 TEL (088) 698-1112

愛媛営業本部	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 933-3671 FAX (089) 933-3677
愛 媛 支 店	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 948-1121
松 山 支 店	〒790-0066 松山市宮田町132 TEL (089) 943-1141
新 居 浜 支 店	〒792-0008 新居浜市王子町3-5 TEL (0897) 33-8567
三 島 支 店	〒799-0405 四国中央市三島中央5-7-31 TEL (0896) 24-3939
今 治 支 店	〒794-0025 今治市大正町2-2-1 TEL (0898) 22-0913
八 幡 浜 支 店	〒796-0048 八幡浜市北浜1-4-17 TEL (0894) 22-1292
宇 和 島 支 店	〒798-0033 宇和島市鶴島町7-8 TEL (0895) 22-0565
西 条 支 店	〒793-0043 西条市樋之口57-1 TEL (0897) 56-2864
愛媛ローンセンター (愛媛支店内)	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 948-1120
新居浜ローンセンター (新居浜支店内)	〒792-0008 新居浜市王子町3-5 TEL (0897) 33-3360

高知営業本部	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 823-3111 FAX (088) 824-2677
高 知 支 店	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 823-4311
中 村 支 店	〒787-0012 四万十市右山五月町7-48 TEL (0880) 34-3210
須 崎 支 店	〒785-0057 須崎市桐間東29 TEL (0889) 42-4133
安 芸 支 店	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-1-19 TEL (0887) 34-0131
南 国 支 店	〒783-0006 南国市篠原1821 TEL (088) 863-1411
高 知 東 支 店	〒781-0085 高知市札場4-7 TEL (088) 885-2222
高知ローンセンター (こうち労働セカビル)	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 825-2311
南国ローンセンター (南国支店内)	〒783-0006 南国市篠原1821 TEL (088) 863-1412